

事務連絡  
令和2年4月17日

学校給食食材納入事業者の団体 御中

農林水産省食料産業局食品流通課

臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食  
関係事業者への対応について（周知依頼）

4月以降も、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況に応じ、学校の臨時休業等の対応が取られています。これに伴い、地域により、引き続き学校給食が休止され、学校給食事業者にも影響が生じていると承知しています。

つきましては、以下のことについて貴団体の会員に周知いただくようお願い申し上げます。

1 学校給食関係事業者の事業継続等のための施策について

学校給食事業者等を含む食品産業事業者における雇用の維持、事業継続については、3月10日に取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策―第2弾―」で対応してきたところですが、この度、影響を受けている学校給食事業者についても、令和2年度補正予算案に計上された補助制度や金融支援等により幅広く支援される方向です。これらの活用により事業継続等に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

<別添1>

- ・持続化給付金
- ・雇用調整助成金
- ・学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業（マッチング事業）
- ・食品産業資金融通円滑化対策（債務保証）

2 4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に関する対応について

学校給食関係事業者に対する配慮については、これまでも学校設置者等に対しお願いしてきたところですが、この度、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に当たっても別添の事務連絡を学校設置者等に発出したところです。

事業者の皆様におかれては、これらを踏まえ学校設置者等の関係者と十分協議を行い、対応いただくようお願いいたします。また、食材の納入を発注取り消し等で影響を受ける事業者・生産者に対しても適切に対応いただくようお願い申し上げます。

<別添2>

- ・ 4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）（令和2年4月17日付事務連絡 文部科学省健康教育・食育課、農林水産省食品流通課）

<本件連絡先>

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）

生産局畜産部牛乳乳製品課

乳業班

TEL：03-3502-8111（内線4931）